会津若松市移住婚コネクト事業交通費等補助金交付規程

（令和４年10月１日決裁）

（令和５年８月16日決裁）

会津若松市定住・二地域居住推進協議会規程第８号

（趣旨）

第１条　この規程は、あいづ縁結びMEETUP！イベントに参加する者及び移住婚コネクト事業を通して知り合った会津若松市（以下「本市」という。）在住者との交流の為に本市を訪問する会津地域外在住者に本規定に定める補助金を交付することで、より多くの移住希望者が本市を訪問し、あいづ縁結びMEETUP！イベントへの参加や、本市在住者と交流する機会を創出し、本市への移住の促進に寄与するため、補助金の交付等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、移住希望者とは、本市への移住（二地域居住を除く。）を希望又は検討している個人で、会津地域外に居住している者をいう。

⑴　会津地域は次の市町村のとおり。

会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、下郷町、桧枝岐村、只見町、南会津町

（補助対象者）

第３条　この補助金の対象者は、次のとおりとし、会津若松市暴力団排除条例（平成24年会津若松市条例第４号）第２条第２号に規定する暴力団の構成員でないこと。

⑴　会津地域外在住者であいづ縁結びMEETUP！イベントに参加するために本市を訪問する者。

⑵　会津地域外在住者で移住婚コネクト事業を通して知り合った本市在住者との交流の為に本市を訪問する者。

⑶　当該年度において第３条第２項による補助金の交付を受けていないこと。

（対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次のとおりとする。

⑴　出発地（原則として自宅）　から会津若松駅までの交通費及び、会津若松駅から帰着地（原則として自宅）　までの交通費。公共交通機関利用料及び自家用車の高速道路利用料とし、合理的な経路及び経済的な利用料金であること。レンタカー、タクシー及び自家用車の燃料代等に要する経費は除く。

⑵　本市内の旅館業法（昭和23年法律第138号）第２条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業を行う施設に宿泊した経費（付帯施設の利用料金等は除く。）。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第６項第４号に該当する営業を行う施設を除く。

（補助金の額）

第５条　補助の条件、補助額は別表第１に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助対象者は、会津若松市移住婚コネクト事業交通費等補助金交付申請書（第１号様式）に、対象経費がわかる領収書等の写しを添えて、会長に提出しなければならない。

２　申請は、先着順で行うものとする。

３　受け付けた申請に係る補助金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受け付けは行わないものとする。

（補助金の交付決定）

第７条　会長は、補助金の交付決定をしたときは、補助金交付決定通知書（第２号様式）により、その内容等を補助対象者に通知するものとする。

２ 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。

３ 会長は、第１項により補助金の交付決定を通知したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（実績報告等の併合）

第８条　第６条の交付申請は、実績報告と併合するものとする。

２　前条の交付決定及び通知は、補助金等の額の確定及び通知と併合するものとする。

（交付申請の取り下げ）

第９条　補助金の交付申請の取り下げを行う場合は、その旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第10条　会長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

⑴　虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

⑵　この規程並びに関係法令に違反する行為があったとき。

２　会長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助対象者に通知するものとする。

３　会長は、第１項に基づく取消しを行った場合には、返還の期限を定めるものとする。

（その他）

第11条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附　則

この規程は、決裁の日から施行する。

附　則

この規程は、決裁の日から施行する。

別表第１（第５条関係）

<table>
<tr><th colspan="3">条件</th><th>補助額</th></tr>
<tr><td colspan="4">あいづ縁結びMEETUP！イベントへ参加する為に本市を訪問する場合</td></tr>
<tr><td></td><td>出発地</td><td>宿泊の有無</td><td>補助額</td></tr>
<tr><td></td><td>福島県外から</td><td rowspan="2">会津若松市内の宿泊施設に宿泊する場合</td><td>上限20,000円
ただし、対象経費の合計の４／５以内で、1,000円未満の端数を切り捨てる。</td></tr>
<tr><td></td><td>会津地域外の福島県内から</td><td>上限12,000円
ただし、対象経費の合計の２／３以内で、1,000円未満の端数を切り捨てる。</td></tr>
<tr><td></td><td>福島県外から</td><td rowspan="2">会津若松市内の宿泊施設に宿泊しない場合</td><td>上限12,000円
ただし、対象経費の合計の４／５以内で、1,000円未満の端数を切り捨てる。</td></tr>
<tr><td></td><td>会津地域外の福島県内から</td><td>上限10,000円
ただし、対象経費の合計の２／３以内で、1,000円未満の端数を切り捨てる。</td></tr>
<tr><td colspan="4">移住婚コネクト事業をとおし本市在住者との交流の為に本市を訪問する場合</td></tr>
<tr><td></td><td>出発地</td><td>宿泊の有無</td><td>補助額</td></tr>
<tr><td></td><td>福島県外から</td><td rowspan="2">会津若松市内の宿泊施設に宿泊する場合</td><td>上限12,000円
ただし、対象経費の合計の１／２以内で、1,000円未満の端数を切り捨てる。</td></tr>
<tr><td></td><td>会津地域外の福島県内から</td><td>上限8,000円
ただし、対象経費の合計の１／２以内で、1,000円未満の端数を切り捨てる。</td></tr>
<tr><td></td><td>福島県外から</td><td rowspan="2">会津若松市内の宿泊施設に宿泊しない場合</td><td>上限8,000円
ただし、対象経費の合計の１／２以内で、1,000円未満の端数を切り捨てる。</td></tr>
<tr><td></td><td>会津地域外の福島県内から</td><td>上限5,000円
ただし、対象経費の合計の１／２以内で、1,000円未満の端数を切り捨てる。</td></tr>
</table>